

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	特別教育活動補助金（小・中学校費）
補助事業等の目標	公開学習指導研究会等の市内小中学校独自の創意工夫を凝らした教育活動を支援することにより、各校で行う特色ある学校づくりを推進する。
補助事業等の対象者	市内小中学校
補助対象経費	学校の教育活動に要した事務的経費、活動に参加した講師の謝礼、教職員研修費等
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 9 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 特色ある学校づくりや創意工夫を凝らした教育活動の支援のため、3 年を超えて継続して補助することが必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市教育委員会 教育総務課 学務係

平成 31 年 3 月 15 日 一部改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）